

つくば技術開発クラブ 規約

(名称)

第1条 つくば市が設置運営する「つくば技術開発クラブ」(以下「クラブ」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本クラブは、「技術開発の街つくば」の技術開発機能を形成している研究所群と連携し、主に関東甲信越地域のものづくり企業等の技術開発の促進及び地域の活性化を目的に「つくば技術開発クラブ」を設置する。

(事業)

第3条 本クラブは、会員に対し次の事業を行う。

- (1) 技術開発関連情報の提供
- (2) 技術開発支援事業，技術マッチング支援事業
- (3) 交流会，セミナー，講演会，見学会等の開催
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 会員は、本規約の目的に賛同する事業者とする。

(会費)

第5条 会員登録及び会員会費は、無料とする。

但し、各種事業の実施にあたり、費用等は、その都度定め徴収する。

(入会及び退会)

第6条 入会を希望する事業者は、別に定める入会申込書(様式第1号)を本クラブに提出するものとする。

2 会員は、別に定める退会届(様式第2号)を提出して、退会することができる。

(変更届)

第7条 会員は、その住所、商号、連絡先など届出内容に変更があったときは、速やかに本クラブに届け出なければならない。

(会員資格の抹消)

第8条 会員は次の各号の一に該当する場合は、その資格を失うものとする。

- (1) 会員登録申込書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
- (2) クラブの運営を妨害した場合
- (3) クラブを通じて入手し得る情報を改ざんした場合

- (4) クラブおよび他の会員に対する信用失墜行為を行なった場合
- (5) その他、重大な規約に違反する行為があった場合

(部会)

第9条 クラブに、第3条で定めた具体的な事業に関し、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会の設置及び運営に関して必要な事項は、クラブが別に定める。

(アドバイザー等)

第10条 本会の活動を円滑に推進するため、必要に応じアドバイザー、顧問、オブザーバー等を置くことができる。

(事務局)

第11条 本クラブの事務局は、茨城県つくば市経済部産業振興課に置く。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、本クラブの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、平成23年2月8日から施行する。